

平成 30 年 5 月 14 日

各位

会 社 名 野村マイクロ・サイエンス株式会社 代表者名 代表取締役社長兼最高執行責任者 八 巻 由 孝 (コード番号:6254)

問合せ先 取締役副社長兼最高財務責任者 横川 收

(TEL 046-228-5195)

# 定款一部変更及び役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年6月21日開催予定の当社第49回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしました。

また、併せて監査等委員会設置会社移行後の役員人事について下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 30 年 3 月 15 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、当社第 49 回定時株主総会において承認されることを条件に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記変更に伴う条数の変更のほか、一部字句を修正し条文の整備を行うものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 30 年 6 月 21 日 (水)定款変更の効力発生日平成 30 年 6 月 21 日 (水)

## 4. 役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 候補者

氏名 現役職

千田豊作 代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO) 八巻由孝 代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO) 横川 收 取締役副社長兼最高財務責任者 (CFO)

 依田博明
 取締役

 米川直道
 取締役

 阿部 嗣
 取締役

 瀬戸口 一彦
 取締役

 芳賀孝之
 新任

\*平成30年6月21日開催の第49回定時株主総会に付議

# (2) 監査等委員である取締役候補者

 
 氏 名
 現 役 職

 小柴真彦
 常勤監査役
 小柴真彦 

\*平成30年6月21日開催の第49回定時株主総会に付議

以 上

## 【別紙】

・変更案(下線部分は変更箇所を示しております) 現行定款 変更案 第1章 総則 第1章 総則 第1条~第3条 <条文省略> 第1条~第3条 <現行どおり> (機関) (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか次 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか次 の機関を置く。 の機関を置く。 (1) 取締役会 (1) 取締役会 (2) 監査役 (2) 監査等委員会 (3) 監査役会 <削除> (4) 会計監査人 (3) 会計監査人 第5条~第18条 <条文省略> 第5条~第18条 <現行どおり> 第4章 取締役および取締役会 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。 第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役 を除く。)は、8名以内とする。 <新設> 2 当会社の監査等委員である取締役(以下、 「監査等委員」という。) は、4名以内とす る。 (取締役の選任) (取締役の選任) 第20条 取締役の選任は、株主総会において行う。 第20条 取締役の選任は、監査等委員とそれ以外の 取締役とを区別して、株主総会において行 う。 <条文省略> <現行どおり> 2 2 <条文省略> <現行どおり> 3 3 (取締役の任期) (取締役の任期) 第21条 <条文省略> 第21条 <現行どおり> 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任 <新設> 期は、選任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会終結の 時までとする。 <新設> 3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠 として選任された監査等委員の任期は、退任 した監査等委員の任期の満了する時までとす (代表取締役、最高経営責任者、最高執行責任者お (代表取締役、最高経営責任者、最高執行責任者お よび最高財務責任者) よび最高財務責任者) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監 査等委員を除く。) の中から代表取締役を選 を選定する。 定する。 2 取締役会は、その決議によって、代表取締 2 取締役会は、その決議によって代表取締役 役の中から最高経営責任者(CEO)および の中から最高経営責任者(CEO)および最

高執行責任者(COO)各1名、取締役(監

査等委員を除く。) の中から最高財務責任者

(CFO) 1名を定めることができる。

最高執行責任者(COO)各1名、取締役の

中から最高財務責任者(CFO) 1名を定め

ることができる。

現行定款

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長 1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務 取締役および常務取締役各若干名を定める ことができる。

(取締役会の招集)

第24条

<条文省略>

<新設>

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各</u> <u>監査役</u>に対し会日の4日前までに発するもの とする。ただし、緊急の場合は、<u>これ</u>を短縮 することができる。
- 3 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があると きは、招集の手続きを経ないで<u>これ</u>を開催す ることができる。

第 25 条~第 26 条 <条文省略> (報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議 によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条

<条文省略>

2

<条文省略>

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

 第29条
 当会社の監査役は、4名以内とする。

 (監査役の選任)

第30条 監査役の選任は、株主総会において行う。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数を もって行う。

(監査役の任期)

- 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。
  - 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として 選任された監査役の任期は、退任した監査役 の任期の満了する時までとする。

変更案

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等員を除く。)の中から</u>取締役会長1名、 取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役 および常務取締役各若干名を定めることが できる。

(取締役会の招集通知)

第24条

<現行どおり>

- 2 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
- 3 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会 日の4日前までに発するものとする。ただし、 緊急の場合は、<u>この期間</u>を短縮することがで きる。
- 4 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>取締役会</u>を開催することができる。

第25条~第26条 <現行どおり> (報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条

<現行どおり>

2

<現行どおり>

第5章 監査等委員会

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

## 現行定款

### (常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査 役を選定する。

## (監査役会の招集通知)

- 第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して 会日の4日前までに発する。ただし、緊急の 場合はこれを短縮することができる。
  - 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手 続きを経ないで監査役会を開催することがで きる。

### (監査役会規程)

款に別段の定めのある場合を除き、監査役会 において定める監査役会規程による。

#### (報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ て定める。

### (監査役の責任免除)

- 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、任務を怠ったことによる監査役(監査 役であった者を含む。) の損害賠償責任を、 法令の限度において、取締役会の決議によっ て免除することができる。
  - 2 当会社は、社外監査役との間に会社法第 423 条第1項の損害賠償責任について法令に 定める要件に該当する場合には、損害賠償責 任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限 度額は、法令が定める額とする。

第6章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第37条 <条文省略>

第7章 計算

(事業年度)

第38条 <条文省略>

(剰余金の配当の基準日)

第39条 <条文省略>

(中間配当)

第40条 <条文省略>

(配当金の除斥期間)

第41条 <条文省略> <条文省略> (常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の 監査等委員を選定することができる。

変更案

# (監査等委員会の招集通知)

- 第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員 に対し会日の4日前までに発するものとす <u>る</u>。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮 することができる。
  - 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで監査等委員会を開催する ことができる。

#### (監査等委員会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または 本定款に別段の定めのある場合を除き、監査 等委員会において定める監査等委員会規程 による。

<削除>

<削除>

<削除>

第6章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第32条 <現行どおり>

第7章 計算

(事業年度)

第33条 <現行どおり>

(剰余金の配当の基準日)

<現行どおり> 第34条

(中間配当)

第35条 <現行どおり>

(配当金の除斥期間)

第36条 <現行どおり>

> 2 <現行どおり>

| 現行定款 | 変更案                       |
|------|---------------------------|
| <新設> | 附則                        |
|      | (監査役の責任免除に関する経過措置)        |
|      | 1 当会社は、第49回定時株主総会終結前の行為に  |
|      | 関する会社法第 423 条第1項に規定する任務を怠 |
|      | ったことによる監査役(監査役であった者を含     |
|      | む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、    |
|      | 取締役会の決議によって免除することができる。    |
|      | 2 第49回定時株主総会終結前の社外監査役(社外  |
|      | 監査役であった者を含む。)の行為に関する会社    |
|      | 法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約 |
|      | については、なお同定時株主総会の決議による変    |
|      | 更前の定款第36条第2項の定めるところによる。   |